

奈良県告示第四百二十四号

奈良県公共工事の入札及び契約に関する情報閲覧規程（平成十三年三月奈良県告示第六百二十号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第二条第二号の表を次のように改める。

総務部	総務部	総務部総務課
地域創造部	地域創造部	地域創造部総務課
福祉医療部	福祉医療部	福祉医療部総務課
環境森林部	環境森林部	環境森林部総務課
産業部	産業部	産業部総務課
食農部	食農部	食農部総務課
県土マネジメント部	県土マネジメント部	県土マネジメント部総務課
教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局総務課
警察本部	警察本部	警察本部施設装備課
水道局	水道局	水道局総務課

第三条第二号及び第三号中「県土マネジメント部建設業・契約管理課」を「県土マネジメント部建設産業課」に改め、同条第四号中「食と農の振興部に」を「食農部に」に、「食と農の振興部農村振興課」を「食農部農村振興課」に改める。